

琉球大学学術リポジトリ

家庭教育支援に関する国の政策動向と都道府県の役割：北海道教育委員会の取り組みを事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学地域連携推進機構生涯学習推進部門 公開日: 2020-06-22 キーワード (Ja): 家庭教育支援, 都道府県教育委員会, モデル事業, 人材育成 キーワード (En): 作成者: 柴田, 聰史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46227

特集：家庭教育支援における公と私

家庭教育支援に関する国の政策動向と都道府県の役割

～北海道教育委員会の取り組みを事例に～

National Policy Trends and the Role of Prefectures in
Supporting Education in the Family

～ A Case of Hokkaido Prefecture Board of Education ～

柴田聰史（琉球大学地域連携推進機構）

キーワード：家庭教育支援／都道府県教育委員会／モデル事業／人材育成

はじめに

平成8年の中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」において、家庭教育の重要性が指摘され、平成10年に教育基本法が改正されて以降、家庭教育支援は国や地方自治体の重要施策の1つとして位置づけられてきた。特に、近年は家庭環境の多様化や地域社会の変化を背景に、子育て家庭の孤立などの課題が指摘される中で「家庭教育支援チーム」による活動など身近な地域と連動した家庭教育の推進や個別の家庭への支援を主眼とした施策が展開されている。

こうした中で、行政による家庭教育の支援について、現在の家庭教育支援のあり方を示した文部科学省の報告書「つながり創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」では、国や地方自治体の役割が以下のように示されている¹。

＜国の役割＞

○家庭教育支援の基本的な方向性の提示：

- ・社会動向を踏まえた家庭教育支援の目指す方向性とそのための基本的な方策の検討
- ・先導的取組の把握や分析等の調査研究
- ・関係府省や関係制度との連携、地方自治体等との意見交換や情報共有

○家庭教育支援の取組の普及や向上：

- ・家庭教育支援の取組の全国的な情報共有、成果の評価、研究協議、研修機会の提供
- ・家庭教育支援の取組の優れた事例の全国的普及
- ・家庭教育支援の必要性や社会全体の子育て理解を促すための全国的な普及啓発

<都道府県の役割>

○地域の家庭教育支援の取組を活性化するための仕組みの整備：

- ・地域課題や支援手法等の検討、学習プログラムの開発、取組状況の検証と広域的な関係者のネットワーク構築
- ・市町村等に対しての情報提供や助言、必要な支援による地域間の取組の格差是正
- ・人材の養成や研修機会の提供など取組の継続のための環境の整備
- ・地域におけるモデル的な取組の推進や普及啓発など

<市町村の役割>

○家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割：

- ・具体的な支援活動の企画・実施や、地域人材等による活動のコーディネート
- ・地域住民、NPO、学校、公民館、専門機関等の地域の様々な関係者との連携・調整
- ・家庭教育支援チーム等の組織化と運営のサポート
- ・調整や合意形成を図る場としての協議会の組織化・運営

国による家庭教育支援については、後述するとおり昭和30年代頃からの家庭教育学級や各種健診時の講座等の学習機会や情報の提供の促進が基本的な施策であり、内容や対象を拡大しながら多様な学習機会の提供が目指されてきた。現在は家庭教育支援チームによる支援など、新たな家庭教育推進の方向性を示している。こうした政策動向を受けて、市町村レベルにおいて様々な取り組みが行われており、図1に示されるように家庭教育支援チームをはじめとする関係機関が連携した取り組みが家庭教育支援のあり方として想定されている。

では、都道府県はいかなる役割を果たしているのであろうか。全国都道府県教育長協議会が全都道府県を対象に実施した調査によれば、家庭教育支援における都道府県の役割として、最も多かったのが研修等の人材育成、啓発資料作成等の情報提供、次いでプログラムの開発と市町村への提供、国の事業を通じた市町村の事業実施の支援である²。

都道府県には、広域での取り組みの推進や地域間の格差の是正といった観点から上記の役割が求められている。では、後に詳述するように国の推進する施策が市町村レベルでの地域人材を活用した家庭教育支援チームを中心として展開される中、こうした政策動向において都道府県レベルで取り組みや役割はどのように位置づけられ、いかなる意味を持つのだろうか。あるいはどのように変遷しているのか。

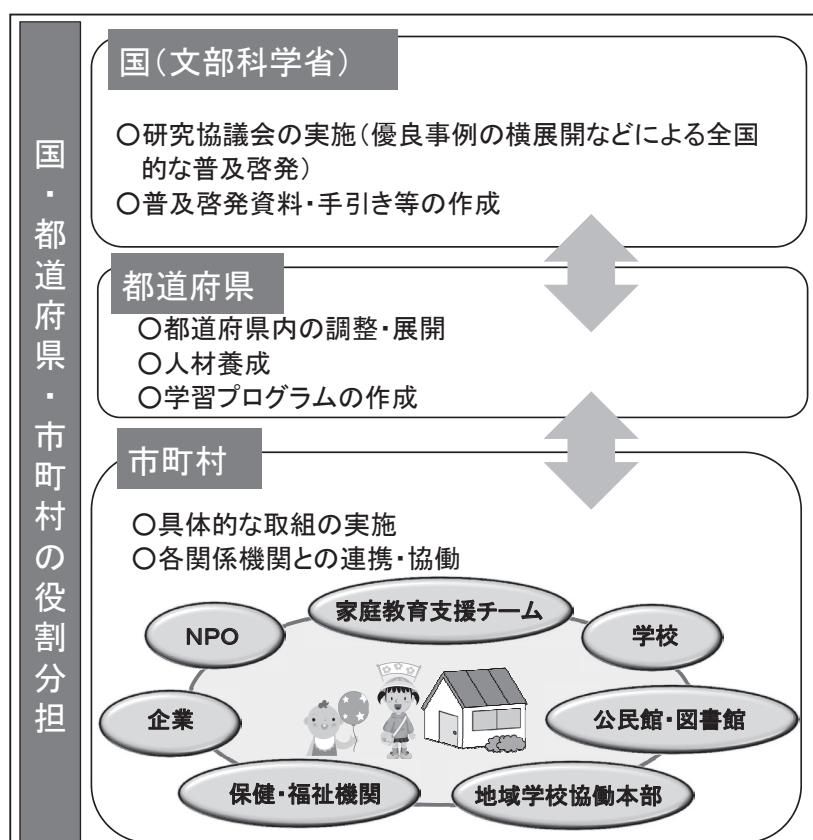


図1 家庭教育支援における役割分担のイメージ

(出典) 文部科学省「家庭教育支援の具体的な推進方策について」家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会、平成29年、17頁。

家庭教育に関するこれまでの調査や研究においては、個別の市町村レベルの実践の報告や分析が多くなされており、上述のような観点から都道府県の役割や取り組みの展開について検討したものは少ない³。したがって本稿は、家庭教育支援施策に関わり、国や市町村との関係の中で都道府県がいかなる役割を果たしているかという観点から、北海道教育委員会の取組を事例にその特徴を検討するものである。まず国の政策動向を整理し、家庭教育支援の今日的な方向性と特徴を整理した上で（第Ⅰ章）、国の動向を踏まえて、市町村とともにモデル事業の開発を中心とした取り組みを行っている北海道教育委員会の事例に、都道府県による家庭教育支援の取組の特徴を検討する（第Ⅱ章）。

I. 家庭教育支援に関わる国の動向と施策の展開

1. 家庭教育支援に関わる国の政策動向

はじめに家庭教育支援に関わる国の動向、現在の方向性について概観する。周知の通り、平成18年2月の教育基本法改正により、家庭教育が明記された。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

旧教育基本法においては、第七条の社会教育において「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及地方公共団体によって奨励されなければならない」とされていた。そこでは家庭教育は社会教育に含まれつつ「奨励」されるものであったが、上記の改正により、家庭教育は独立して扱われ、さらにその「支援」が国や地方公共団体の責務となった。

これを受けて平成20年7月に策定された教育振興基本計画において、家庭教育支援が重点施策として位置づけられた。そこでは、「子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。」とされている⁴。

そうした中で、平成23年5月に文部科学省は、これまでの家庭教育の成果や課題の検証、今後の方針の検討を目的として「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を設置した。先に示した同委員会による報告書「つながり創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して」（平成24年3月）には、今日に至る家庭教育支援の方向性や具体的な施策が示されている。以下、同報告書の内容をもとに、家庭教育の支援が求められる背景や家庭教育支援の課題、具体的な支援の方向性をまとめることとする。

まず、家庭教育支援が求められる背景については次の3点で整理される⁵。第一に、経済的な問題や児童虐待、過干渉や過保護など多様化する家庭が抱える様々な課題や就業形態の変化や長労働、都市化等により自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化、子育て家庭の社会的孤立といった、家庭環境の多様化や地域社会の変化である。第二に、不登校、暴力行為、ニートなどに現れる社会性や自立心等の育ちの問題、体験の格差や経済格差の子どもの育ちへの影響といった現代の子どもの育ちをめぐる課題である。第三が、家庭教育が困難になっている社会であるという認識である。家庭の教育力の低下と認識されているが、家庭は家庭教育に努力している傾向にあるとし、一方で親子の育ちを支える人間関係が弱まっており、社会経済も変動する中で、「家庭教育の困難」と認識する必要

があるとする。家庭教育を行う困難さは結果としていじめや不登校、非行といった子どもの問題に繋がるため、家庭教育が困難な家庭への支援は重要な社会的課題であると指摘する。

さらに、①子の誕生から自立までの切れ目のない支援として、乳幼児期だけでなく子どもの自立の時期までも含めた長期的かつ段階的な支援、②届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携として、孤立しがちな家庭へのアプローチや専門的福祉的な支援のネットワークの必要性、③多様な世代が関わり合う社会で子どもの育ちを支えるために、体験や交流の機会の重要性、④地域の取り組みの活性化として、地域資源の活用が家庭教育をめぐる課題とされている⁶。

その上で、家庭教育支援の方向性と具体的なあり方としては、①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを広げる、③支援のネットワークを広げる、の3点が示される⁷。「①親の育ち」については、親の育ちを応援する学習プログラムの充実や多様な場を活用した学習機会の提供、将来親になる中高生の子育て理解学習の推進、子どもから大人までの生活習慣づくりが挙げられている。「②家庭のネットワーク」については、家庭を開き地域とのつながりをつくることや学校や家庭、地域の連携した活動の促進が挙げられている。「③支援のネットワーク」については、地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及、課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組づくり、人材養成と社会全体の子育て理解の促進、保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携が具体的な方策として示されている。

こうした検討を踏まえて、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、今後5年間に実施すべき教育上の方策の中で、「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」が基本施策として位置づけられている。親子の育ちを応援する学習機会の充実、コミュニティの協働による家庭教育支援の強化、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりの推進の3つを基本的な考え方とする。そこでは、地域人材を活用した身近な場における拠点の整備や発達段階に応じた体験型プログラムの開発・普及、多様な場を活用した学習機会の拡大、地域人材の養成と「家庭教育支援チーム」型の支援の促進が主な取り組みとして提示され、これらの取り組みによりコミュニティの協働による家庭教育支援の推進が目指されている⁸。

2. 家庭教育支援に関する国の施策の展開

これまで、国はいかなる施策によって家庭教育を支援してきたのか。代表的な施策を中心にその展開を振り返る⁹。現在でも多くの機会で実施されているのが、市町村教育委員会やPTAが各学校や公民館等で行う家庭教育学級と呼ばれるものである。国は、親等の家庭教育に関する学習を奨励するため昭和39年に補助制度を創設し、それ以降、全国各地で家庭教育学級が実施されている。家庭教育学級では、希望する親を対象に、子どもの心理的・身体的発達、基本的生活習慣の形成、家族の人間関係、親の態度・役割、妊娠・出産の基礎知識、学校教育との連携など、幅広い内容が取り上げられている。その後、昭和50年には乳幼児期に関する悩みや育児不安への対応として「乳幼児学級」、昭和56年にはこれから親になる男女を対象とした「明日の親のための学級」、また働く母親の増加への対応から昭和61年には「働く親のための学級」、平成元年には思春期の子を持つ親のための「思春期セミナー」の開設をそれぞれ奨励するなど、特定の対象に向けた学習機会の提供を推進する形で展開してきた。また、平成13年度からは補助事業として、健診等の機会を活用し全ての親を対象とした子育て講座の実施を全国的に促進するなど、長期にわたり学習機会の提供の推進が中心的な施策であった。

少子化対策社会基本法の制定など少子化対策の本格化に伴い、平成16年度から平成19年度には「家庭教育支援総合推進事業」が実施された。これは、都道府県と市町村に地域家庭教育推進協議会（行政、NPO、学校、子育て支援団体など）を設置し、地域における家庭教育の支援を総合的・計画的に進めようという取組である。妊娠期から思春期に至るまでのライフステージに応じた課題別学習機会の提供、子育てサポーターの養成と情報提供・相談体制の充実、子育て理解促進のためのふれあいや交流機会の充実が主な事業であった。

上述の教育基本法改正等を踏まえて、平成20年度からは「地域における家庭教育支援基盤形成事業」として、すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の展開を目的に、身近な地域において子育てサポートリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」の設置等を通じて、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進する手法の開発が進められた。また、平成21年度には訪問型家庭教育相談体制充実事業として「訪問型家庭教育支援チーム」による、家庭や企業等への訪問による学習機会の提供、相談対応を推進している。

現在においては、平成21年からの学校・家庭・地域の連携協力推進事業において家庭教育支援の事業が位置づけられており、平成27年からは地域における家庭教育支援総合推進事業として上述の家庭教育支援チームを活用した相談対応や、人材の育成、学習機会の取り組みの普及が目指されている。

Ⅱ. 北海道教育委員会における施策の概要と特徴

1. 北海道教育委員会における家庭教育支援施策の概要¹⁰

北海道は全国を上回る速さで進む少子化対策が喫緊の課題であるとして、平成16年に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、それを受け平成17年に「子どもの未来づくり北海道計画」が策定されたことを契機に、子育て支援や家庭教育支援の取り組みが推進されている¹¹。同計画における基本施策の一つとして「教育環境の整備」が挙げられ、その中では次世代の親づくりのための教育や家庭教育の相談体制の充実などが示されるとともに、特に市町村による家庭教育支援事業の実施の促進が重要な取組として位置づけられている¹²。

北海道教育推進計画においては、「地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」（基本目標4）が掲げられ、「家庭の教育力の向上への支援の充実」が重要施策として示され、「学習情報の提供、相談体制の充実、子育ての意義や理解を深める取組の推進」が主たる施策として掲げられている。具体的には、図2に示すように国の事業を活用した家庭教育支援の取り組みが現在まで展開されている他、北海道家庭教育サポート企業制度¹³、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進、子どもの生活習慣づくり推進事業などが行われている¹⁴。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国	家庭教育支援総合推進事業（委託事業）			学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）			
道	◆次世代北海道「ゆめ育」支援事業 「次代の親づくり支援事業」		◆ほっかいどう「子育てメソッド」形成事業 「子育て支援学習プログラム開発事業」				
年度	H25	H26	H27	H28	H29		
国	学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助事業）						
道	◆北海道『親力』つむぎ事業		◆家庭教育「学びカフェ」推進事業				

図2 国事業を活用した北海道教育委員会の家庭教育支援事業の展開

(出典：訪問調査時の提供資料より作成。)

2. 北海道教育委員会におけるモデル事業開発の取り組み

次に、上述の国の事業を活用した北海道教育委員会（以下、道教委）の4つの取り組みについて、その内容を見ていく。

(1) 次世代北海道「ゆめ育」支援事業

この事業は平成18年度から19年度にかけて、文部科学省の委託事業である「家庭教育支援総合推進事業」として実施されたものである¹⁵。同事業の1つである「次代の親づくり支援事業」は、若い世代に対して、子育ての楽しさや意義についての理解を深める体験学習の機会提供を趣旨とし、①中高生等の若年層を対象とした体験プログラムの開発と②開発プログラムの検証を目的としたモデル事業の実施を中心とした事業である。

体験プログラムの内容としては、保育・育児体験、労働・就労体験、子ども・親との交流体験、自然体験、スポーツ体験、ワークショップ、生活体験、文化的体験、子どもの活動の支援体験、ボランティア体験、異世代交流体験など、計42のプログラムが開発され、道内28市町村でモデル事業として検証が進められた。その結果、「次代の親づくり支援事業プログラムガイド」が作成され、2年のモデル事業によるプログラム開発の後、平成24年度には道内の約8割の市町村でプログラムが実施されている¹⁶。

(2) ほっかいどう「子育てメソッド」形成事業

この事業は平成20年度から22年度にかけて、文部科学省の「地域における家庭教育支援基盤形成事業」として実施されたものである¹⁷。同事業の1つである「子育て支援学習プログラム開発事業」の趣旨は、子育て環境の急激な変化により不安を抱える親を支援するため、すべての親を対象とした子育てに関する学習機会の提供であり、内容は、乳幼児健診や就学時健診などの親が集まる機会を活用した子育て支援学習プログラムの開発とモデル事業の実施が中心である。

道教委の関係課および同町の総務部や保健福祉部局などによる企画会議を立ち上げ、道内14の教育局に管内プロジェクト会議（教育局社会教育担当、義務教育担当、保健福祉事務所、子育て支援団体、市町村職員、学識経験者等）を設置し、それぞれに学習プログラムの内容や機会について検討し、30市町村でモデル事業としてプログラムが実施された¹⁸。それらのモデル事業の結果は事例集「親学習プログラムガイド」としてまとめられている。

(3) 北海道「親力」つむぎ事業

この事業は、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として平成25年度から26年度に実施された。保護者が発達段階に応じた子どもとの関わり方を学び、理解し、実践する力を「親力」として設定し、保護者と地域全体が意識を共有し、地域社会が親の学びを支え、多様な学習機会を提供することを趣旨としている。内容は、道内14の教育局の管内検討チーム（教育局社会教育担当、市町村社会教育担当、サポート企業、PTA、民生委員）による管内のネットワーク化とモデル事業の企画・実施と、意識共有のための調査、普及啓発の活動である。

例えば、壮瞥町の「保護者のニーズに寄り添ったプログラムづくり」は、家庭教育支援について検討していた同町教育委員会からの相談を受けて、教育局と協働で事業の検討を行い、町全体でモデル事業の実施に展開していった。その後、平成27年度からは同町独自の事業として継続されるとともに、同町の検討チームが「家庭教育支援チーム」として登録されるに至っている¹⁹。

(4) 地域人材による家庭教育支援推進事業～家庭教育「学びカフェ」推進事業～

この事業は、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として、平成27年度より実施されている。様々な保護者が家庭教育や子育てに関する学習・相談機会を日常的に得ら

れるよう、各地域に保護者等の相互学習を促進する「家庭教育ナビゲーター」を養成し、家庭教育支援に関わる「学びのセーフティーネット」を構築することを目的とした事業である。

上述のようなこれまでの家庭教育支援事業においては、子育て講演会、家庭教育講座、親子体験プログラムなど、多様な学習機会の提供という成果があがっている一方で、それらは学習者の積極的な参加を前提としており、学びの場に参加できない保護者に対して、網の目のように学習をサポートする体制が必要であるとの課題を踏まえて同事業は構想されている。特に、「親力」つむぎ事業の課題として、保護者が気軽に集まることが可能な学習機会があれば、より参加が促進される、保護者同士の学びを促進する存在がいると学びが深まるといったことが指摘されており、地域の身近な人材と日常的な場を活用して、新たに「相互学習」の観点からプログラムの検討が進められた。そこでは、従来の「学習機会提供型」のプログラムと新たな「保護者同士の相互学習型」のプログラムを融合することで、保護者の「学びのセーフティーネット」を構築することを目指している。

この事業の中心は、①家庭教育支援ナビゲーターの養成と②家庭教育「学びカフェ」の実施である。家庭教育ナビゲーターは、保護者との身近な関係の中で、コミュニケーションのノウハウや家庭教育に関する知識をもつ地域人材とされ、例えば、PTA役員、子育て経験者、サポート企業社員、教員、保健師、子育てサークル指導者などである。家庭教育ナビゲーターは地域において家庭教育や子育てに関する学びを促進する役割が期待されており、平成28年度時点では道内122市町村で計815名が養成されている。

家庭教育「学びカフェ」は、保護者が集まりやすい機会を活用した座談会形式の「相互学習」の場である。例えば、PTAの研修会、サークル活動、各種法定健診、サポート企業内研修、子ども会・少年団活動など、保護者が集まるあらゆる機会が位置づけられている。そこで主な学習内容は、子どもの学習習慣、生活習慣、しつけ、安全と健康、子どもとのコミュニケーション、保護者の仲間作り、悩みの共有など多様なものが想定されている。平成28年度には、122市町村で6500以上の「カフェ」が実施されている²⁰。

この事業を進めるに当たっての道教委の役割は、地域の教育力向上委員会家庭教育「学びカフェ」推進事業作業部会による検討（道、道教委、PTA団体、サポート企業、学識経験者等）、市町村運営委員会との連絡調整、学習テキストの作成（後述）、ナビゲーター養成指導者研修会の実施（市町村でナビゲーターの養成を担う人材の養成）、ナビゲーター研修受講修了書の発行などである。一方、市町村の役割は、家庭教育「学びカフェ」運営委員会による検討、ナビゲーター養成研修会の実施、「学びカフェ」の企画・運営である。

その中で、道教委は「家庭教育ナビゲーターハンドブック」というテキストを作成している。このハンドブックは、ナビゲーター養成研修会のテキストとしてや「学びカフェ」等の学習機会での学習資料として活用することを目的とするものである。ナビゲーターとしてのコミュニケーションのポイント、交流や話し合いを促す話題やテーマの例（子育てクイズ、生活習慣、メディア、しつけ、学力、交友関係、体験・読書について等）が示された「コミュニケーションのポイント編」、ナビゲーターなどの学び合い促進役の具体的な役割、学び合いの展開例などがまとめられた「幼児期の子どもを持つ保護者の学び合いの場づくり編」、子育てのQ&Aや望ましい生活習慣などが記載された保護者向けの「幼児期の子どもをもつ保護者のための学習資料編」の3部で構成されている。

3. 北海道教育委員会の取り組みの特徴

ここでは過去に実施された3つの事業と現在実施されている事業について、それぞれの概要と特徴を整理し、現在に至る施策展開の特質を明らかにした。道教委における家庭教育支援施策は、国の事業・補助金を活用して学習プログラムや教材の開発を行い、いくつかの市町村との連携により事業の

モデルを構築することで、市町村による学習機会の提供を支援する取組である。次世代の親の育成に主眼を置いたプログラム開発に始まり、すべての親への情報提供を目的とした学習プログラムのモデル事業、さらには地域の関係者のネットワークによる多様な学習機会創出のモデル事業へと展開してきた。道教委の事業としては実施期間終了とともに取り組みは終わることになるが、その中で得られた成果や課題が次の取り組みに反映されており、また市町村の中には道教委の事業を契機に開始した取り組みがその後も市町村独自の事業として継続している事例も看取される。

こうした事業展開の中で、特に学習機会に参加できない親の学びをいかに支援するかということを課題として捉えながら、現在は保護者の学びを促進する地域人材の養成と身近な場での相互学習プログラムと教材の開発を中心とした施策が実施されている。

おわりに

本稿の目的は、家庭教育支援に関する国の政策動向を整理し、その方向性を確認するとともに、国の動向を踏まえて実施される北海道教育委員会の取り組みを事例に、家庭教育支援における都道府県の役割を検討することである。

第Ⅰ章では、国の動向の整理を通じて、国の役割としては基本的には学習機会や情報の提供を促進しつつも、従来の学習を希望する家庭・保護者への機会の提供から、あらゆる家庭・保護者への機会の提供、さらには学習の内容や対象の拡大といった展開を明らかにした。特に、「支援」という観点から、学習機会の提供方法の転換や個別の家庭・保護者へのアプローチという形で展開している。他者とのつながりの中での学びの促進や課題を抱えた家庭への個別支援を行うため、ワークショップ等の相互学習、地域人材、ボランティアの活用、地域を基盤とした活動（家庭教育支援チーム）が推進されている。

第Ⅱ章では、北海道教育委員会において実施される市町村とのモデル事業開発を中心とした施策について検討した。先に見たように、都道府県の役割として、モデル事業の開発が挙げられており、本事例の検討によれば、その意義は市町村に対して多様な施策の選択肢の提示ができる。本事例のいずれの事業も道内の市町村で一斉に実施するわけではなく、また、モデル事業の実施に際しては、道教委や教育局から市町村に働きかける場合もあれば、市町村からの相談に基づく場合もあった。このような事業モデル形成を中心とした施策は、都道府県と連携してモデル事業を実施する市町村の家庭教育支援を推進するとともに、事業モデルの蓄積により他の市町村独自の家庭教育支援施策の実施を促進するものであろう。特に、教育委員会における社会教育領域の縮小や人員削減などが進む中、家庭教育ナビゲーターといった人材の育成や学習プログラムの事例集、教材の開発といった取組を都道府県教育委員会が進めることは、事業の企画や開発、首長部局の事業との調整や連携などにおいて市町村の負担を軽減する面もあり、市町村における家庭教育支援事業の促進という観点から見てその意義は大きい。

家庭教育支援施策においては、提供される学習の目的や内容がどのように設定されるかがひとつの論点となる。今回取り上げた北海道の事例以外にも、多くの都道府県がプログラムや教材の開発を通じて目的や内容の設定に関わっている（例えば沖縄県や熊本県など）。こうした教材やプログラムは上述のように市町村の取り組みを促進する基盤となる一方、市町村の取り組みの方向性や内容を規定する可能性も指摘される。また、こうした学習の内容や目的が、家庭あるいは家庭教育という本来的に私的な領域に対して、一種の「あるべき姿」や「望ましいあり方」として捉えられる可能性もある。もちろんこうした可能性は十分留意されていると考えられるが、個別の家庭や保護者との接点が少ない都道府県において、家庭や地域の現状や多様な課題をいかにリアリティをもって把握し、施策に展開していくかが問われることとなる。特に、今日の家庭教育支援が個別の家庭への支援といったより「現場」に近い活動へとシフトする中で、こうした取組を支援する都道府県にはいかなる役割が求められていくのか、今後も検討していく必要がある。

注

- ¹ 文部科学省「つながり創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して」家庭教育支援の推進に関する検討委員会、平成24年、22頁。
- ² 全国都道府県教育長協議会第2部会「今後の家庭教育支援の在り方について～定量的な効果検証の試みと好事例の収集～」平成29年。
- ³ 都道府県の家庭教育支援について扱ったものとしては、人材育成事業に着目した研究（木村直子「子どものウェルビーイングを保障する新たな子ども家庭支援の可能性—徳島県における家庭教育推進リーダー養成事業の展開を手がかりに—」『鳴門教育大学研究紀要』第32巻、2017年、215-225頁。）や施策の導入過程を扱った研究（嘉納英明「沖縄の家庭教育支援施策の始動—「家～なれ～運動」を中心に—」沖縄大学地域研究所『地域研究』第18号、2016年、125-132頁。）などがある。
- ⁴ 「第1期教育振興基本計画」平成20年、17頁。
- ⁵ 家庭教育支援の推進に関する検討委員会、前掲書、3-6頁。
- ⁶ 同上、10-12頁
- ⁷ 同上、13-14頁。
- ⁸ 「第2期教育振興基本計画」平成25年、67頁。
- ⁹ 以下、これまでの施策については、第1回家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会（平成25年9月25日）の配付資料「家庭教育支援チームの現状と課題について」および第1回家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会（平成28年7月15日）の配付資料「国や地方公共団体における家庭教育支援の取組」を参照している。
- ¹⁰ 本章では、教育基本法改正において家庭教育への支援が明示されたこととの関係から、平成18年以降の施策を対象に分析を行うこととする。
- ¹¹ 計画は第一期（平成17～21年度）、第二期（平成22～26年度）、第三期（平成27～31年度）である。
- ¹² 事業指標として全市町村での事業実施が目標とされた（同計画40-41頁）。
- ¹³ 子育て環境づくり、職場体験の実施、地域行事への協力、学校行事への参加促進など家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、家庭教育の推進を図る取組。平成18年度から開始され、平成29年度時点でサポート企業は2287社。
- ¹⁴ 図2中の平成23年度から24年度にかけては、北海道教育委員会「学力向上総合事業」における「望ましい生活習慣定着推進事業」として生活リズムチェックシートの開発に取り組まれており、その活用、検証が行われている。
- ¹⁵ なお、同事業は「次代の親づくり支援事業」とブックスタート事業の啓発やそのボランティア育成を目的とした「ブックスタートボランティア活動支援事業」の2事業で構成されている。
- ¹⁶ 北海道「第二期 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画推進状況（平成22年度～26年度）」平成27年、14頁。
- ¹⁷ なお、同事業は「子育て支援学習プログラム開発事業」とブックスタート事業の普及啓発とその促進を図るアドバイザーの育成を目的とした「子育てふれあい読書推進事業」の2事業で構成されている。
- ¹⁸ 北海道教育委員会「子育て支援学習プログラム開発事業 親学習プログラムガイド」平成21年。
- ¹⁹ 壮瞥町教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成29年度実績）」平成30年、22頁。
- ²⁰ 北海道教育委員会「平成28年度北海道教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」平成29年、99頁、および北海道教育委員会生涯学習課への訪問調査（平成29年8月）時のインタビューより。

参考文献

- ・「第1期教育振興基本計画」 平成20年。
- ・「第2期教育振興基本計画」 平成25年。
- ・北海道「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（平成17年度～平成21年度）」 平成17年。
- ・北海道「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第二期：平成22年度～平成26年度）」 平成22年。
- ・北海道「第二期 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画推進状況（平成22年度～26年度）」 平成27年。
- ・北海道教育委員会「北海道教育推進計画（平成25年度～平成29年度）」 平成25年。
- ・北海道教育委員会「平成28年度北海道教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」 平成29年。
- ・北海道教育委員会ホームページ「みんなで応援しよう家庭教育」
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/oyaryoku/index.htm>（平成31年1月8日アクセス）。
- ・壮瞥町教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成29年度実績）」 平成30年。
- ・文部科学省「つながり創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して」家庭教育支援の推進に関する検討委員会、平成24年。
- ・文部科学省委託調査報告書「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～保護者等への学習機会の提供に関する実態調査～」 株式会社リベルタス・コンサルティング、平成27年。
- ・文部科学省「家庭教育支援の具体的な推進方策について」 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会、平成29年。
- ・全国都道府県教育長協議会第2部会「今後の家庭教育支援の在り方について～定量的な効果検証の試みと好事例の収集～」 平成29年。
- ・本田由紀『「家庭教育」の隘路』 効率書房、2008年。
- ・木村涼子『家庭教育は誰のもの？』 岩波書店、2017年。

＜付記＞

本稿は、科学研究費基盤研究B『生涯学習行政の推進における公と私に関する理論的実証的研究』（研究代表者：背戸博史）の研究成果の一部であり、『教育制度学研究』第25号、2018年、227-228頁に概要を報告した日本教育制度学会第25回大会の課題別セッション（2017年11月12日、東北大学）での発表を加筆・修正したものである。